

KYOTO UNIVERSITY

# Campus Life News

2020.1.20.Mon No.41

## 「高等教育の修学支援新制度」実施後の授業料免除について

既に大学ホームページに、「京都大学における『高等教育の修学支援新制度』実施後の授業料免除について」と題して、本学における学部学生の授業料免除の方針を掲載しているところですが、この場で大学ホームページ掲載文書の補足説明を行いたいと思います。

既にご承知のとおり、令和2年4月より「高等教育の修学支援新制度」が実施されます。この制度により、学部日本人学生（※）等のうち住民税非課税世帯及び準ずる世帯を対象に、世帯の所得金額に基づく区分（3区分）に応じて、返還不要の奨学金（9,800円～66,700円）が給付されるほか、区分に応じて授業料が減免（全額免除、2/3免除、1/3免除）されます。

原則、令和2年度以降の国による学部学生の授業料減免はこの新制度によることとなります。

新制度の対象者となるための家計に係る基準（支給額算定基準額）は、現在京都大学において実施している授業料免除における家計基準よりも低い金額に設定されています。また、大学への入学時期に係る基準として高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないこととされるなど、多浪生（3浪以上）や高等学校卒業後に他大学に進学していたが進路変更の結果3年後に本学に進学した者などは支援の対象外になるなど、現行の授業料免除の対象者であるが新制度においては対象者とならない者が出てきます。なお、昨年末には、国は、現在既に入学している者について、経過措置として修業年限内の現行制度の授業料免除の手当をすると公表しました。しかしながら、令和2年4月以降に新たに学部入学する者は経過措置の対象とはなりません。

そこで京都大学としては、経済的に困難な状況にあっても学ぶ意欲を持つ学部学生を支援することを目的とし、新制度による授業料減免と併せて、令和2年4月入学者も含め、新制度の基準に該当しない学部学生や新制度の基準に該当するが授業料が1/3免除となる学部学生などを対象に、現行の授業料免除を実施することとしました。

なお、令和2年度以降の授業料免除はあくまで新制度が主です。現行制度は新制度に該当しない者を救済するための補完・補充する仕組みとして京都大学が実施するものです。よって、新制度に該当するがなんとなく申請するのが面倒なので現行制度にのみ申請するというようなことは認められません。限られた予算の中で、一人でも多くの学生が免除対象者となってもらうためにも、本学における授業料免除の方針をご理解の上、新制度と併せて現行の授業料免除制度を利用するよう努めてください。

なお、大学院学生、留学生（学部、大学院共に）はそもそも新制度の対象外ですので、現行の授業料免除制度が引き続き実施されます（制度に変更はありません）。

※在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の人は新制度の支援対象者です。

### 【手続き等について】

授業料免除に係る手続きの詳細、スケジュールは、おってHPに掲載しますので確認してください。（2月中旬頃を予定しています）

### 【問い合わせ先】

■担当掛  
教育推進・学生支援部学生課奨学掛  
TEL：075-753-2536

■事務室  
本部構内総合研究10号館1階

■開室時間  
平日（祝日を除く）9：00～17：00

高等教育の修学支援新制度は文部科学省 HP へ

京都大学 HP



## 公的資金の不正受給に注意 – 学生の皆さんも無関係ではありません –

ニュースや新聞などで研究機関や研究者による公的研究資金等の不正に関する記事について目にすることがあると思います。学生である自分には関係ないと思われていないでしょうか？

近年、本学においても公的研究資金等の不正経理の事案に学生が巻き込まれたケースがありました。研究調査に協力した学生に対するアルバイト料（謝金）の支給手続きにあたり、架空の勤務表による不正経理（いわゆるカラ謝金）が行われたものです。年度末に向け、大学からアルバイト料や交通費等を受給する機会が増加する傾向にありますが、その際に、こういった不正行為に関わらないためにも、こういった行為が不正に該当するのか知っておくことが大切です。

### ■不正受給に該当する行為の例

- ・実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ること
- ・実際に行っていない移動に対して交通費等を受け取ること
- ・安価な交通手段やチケットを利用して、実際よりも高額な交通費等を受け取ること
- ・大学から受給したアルバイト料等の全部または一部を、他の学生に再分配することなどを目的に研究室等が一旦回収するような行為に応じること

このような行為を求められた場合や、事務手続きに不安がある場合は、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員に遠慮なくご相談ください。



### 本学からアルバイト料、旅費を受給される学生のみならず – カラ請求・受給などは不正です –

京都大学の教育・研究のための資金は、ほとんどが国民の貴重な税金から成り立っています。

このような資金の不正受給は、いかなる理由があっても正当化されるものではありません。

本学からのアルバイト料（OA・TA・RA 給与<sup>注</sup>）、謝金（交通費等）の受給にあたって、以下の行為は **不正受給に該当しますので、絶対にしないでください！**

注）OA：Office Assistant, TA：Teaching Assistant, RA：Research Assistant

#### アルバイト料（OA・TA・RA給与、謝金）

- 実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）を受け取ること。【カラアルバイト料】 ※自身の学修のためにフィールド活動に同行するようなケースでは、アルバイト料は支給されません。
- 勤務・業務に従事した事実と異なる勤務表を提出し、アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）を受け取ること。【たとえ勤務日数や時間数は同じでも、勤務した日が異なるなど、事実と異なるアルバイト料】

#### 旅費（交通費等）

- 実際に行っていない出張に対して旅費（交通費等）を受け取ること。【カラ出張】
- 出張した事実と異なる旅費報告書を提出し、旅費（交通費等）を受け取ること。【出張先は同じだが、出張日が異なるなど、事実と異なる旅費】
- 安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費（交通費等）を受け取ること。【水増し請求】

#### 共通事項（アルバイト料（OA・TA・RA給与、謝金）、旅費（交通費等））

- 大学から支給されるアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等）の全部又は一部を、研究室における他の用途に使用することや、他の学生に再分配することなどを目的に、研究室等がいったん回収するような行為（還流行為）に応じること。
- ※大学から支給されるアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等）は、原則として学生本人の銀行口座に振り込まれます。研究室等がこのような還流行為をすることは禁止されています。【裏金づくり】

上記の行為を求められたような場合や、事務手続きが分からないような場合は、**まずは、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員にご相談ください！**

（参考：不正経理の事実を知った場合等の本学の通報窓口）

#### 【学内の窓口】

京都大学監査室  
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/tsuho.html>

#### 【学外の窓口】

京都大学コンプライアンスホットライン窓口（はばたき総合法律事務所 本学顧問弁護士）  
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/ktsuho/liason>

※通報に関する詳細については、各URLを参照ください。

※通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。



本件の詳細はこちら



## 公式 Twitter、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント@CLI\_KU



学生意見箱



京都大学  
KYOTO UNIVERSITY

発行者：学生担当理事・副学長

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>